

## 議第27号

三島市墓園条例の一部を改正する条例案

三島市墓園条例（平成17年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,550円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成26年度以後の年度分の管理料について適用し、平成25年度分までの管理料については、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士